

平成26年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年間入院患者数	207,262 人
(3) 年間外来患者数	305,000 人
(4) 1日平均入院患者数	568 人
(5) 1日平均外来患者数	1,250 人
(6) 年間がん検診者数	38,160 人
(7) 1日平均がん検診者数	156 人

2 脳血管医療センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年間入院患者数	87,600 人
(3) 年間外来患者数	48,800 人
(4) 1日平均入院患者数	240 人
(5) 1日平均外来患者数	200 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	29,200 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	10,131 人

(9)	1日平均短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	80人
(10)	1日平均通所 リハビリテーション等利用者数	33人

3 みなと赤十字病院事業

(1)	病 床 数	634床
(2)	年間入院患者数	199,830人
(3)	年間外来患者数	280,000人
(4)	1日平均入院患者数	547人
(5)	1日平均外来患者数	1,148人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	市民病院事業収益	20,684,467千円
第1項	医 業 収 益	19,171,917千円
第2項	医 業 外 収 益	1,512,550千円
第2款	脳血管医療センター事業収益	7,734,482千円
第1項	医 業 収 益	4,995,485千円
第2項	医 業 外 収 益	2,681,409千円
第3項	研 究 助 成 収 益	10,000千円
第4項	介 護 老 人 保 健 施 設 収 益	47,588千円
第3款	みなと赤十字病院事業収益	2,928,767千円
第1項	医 業 収 益	60,282千円
第2項	医 業 外 収 益	2,868,485千円
	合 計	31,347,716千円

支 出

第1款 市民病院事業費用	21,619,771 千円
第1項 医業費用	19,821,322 千円
第2項 医業外費用	181,472 千円
第3項 特別損失	1,576,977 千円
第4項 予備費	40,000 千円
第2款 脳血管医療センター事業費用	8,388,359 千円
第1項 医業費用	7,270,200 千円
第2項 医業外費用	353,040 千円
第3項 医学研究費用	10,000 千円
第4項 介護老人保健施設費用	97,396 千円
第5項 特別損失	637,723 千円
第6項 予備費	20,000 千円
第3款 みなと赤十字病院事業費用	2,923,863 千円
第1項 医業費用	2,053,171 千円
第2項 医業外費用	870,692 千円
合 計	32,931,993 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,476,886千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 市民病院事業資本的収入	2,226,109 千円
第1項 企業債	1,597,000 千円
第2項 一般会計負担金	601,249 千円

第3項	そ	の	他	27,860 千円				
第2款	脳血管医療センター事業	資	本的	収入	940,216 千円			
第1項	企	業	債	200,000 千円				
第2項	一	般	会	計	負	担	金	740,206 千円
第3項	そ	の	他	10 千円				
第3款	みなと赤十字病院事業	資	本的	収入	1,379,689 千円			
第1項	一	般	会	計	負	担	金	1,154,566 千円
第2項	一	般	会	計	補	助	金	225,123 千円
	合		計	4,546,014 千円				
	支		出					
第1款	市民病院事業	資	本的	支出	2,863,895 千円			
第1項	建	設	改	良	費	1,884,296 千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	957,759 千円	
第3項	投		資	21,840 千円				
第2款	脳血管医療センター事業	資	本的	支出	1,353,155 千円			
第1項	建	設	改	良	費	200,000 千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	1,153,155 千円	
第3款	みなと赤十字病院事業	資	本的	支出	1,805,850 千円			
第1項	建	設	改	良	費	74,000 千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	1,731,850 千円	
	合		計	6,022,900 千円				

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次

のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市 民 病 院 医 学 洋 雜 誌 購 入 費	平 成 27 年 度	8,000 千円
脳 血 管 医 療 セ ン タ ー 医 学 洋 雜 誌 購 入 費	平 成 27 年 度	5,000 千円
脳 血 管 医 療 セ ン タ ー 施 設 管 理 委 託	平成27年度から 平成28年度まで	460,000 千円
市 民 病 院 再 整 備 事 業 基 本 設 計 委 託	平 成 27 年 度	120,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費に充てるため。
- (2) 限 度 額 1,797,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は平成26事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 5.0% 以内
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、911,267千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,680,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	備 品	診療情報システム	一 式

平成26年2月14日提出

横浜市長 林 文 子